

多子世帯利用給付 よくある質問Q&A		
No	Q	A
1 制度について		
1	多子軽減制度の助成対象となる認可外保育施設の条件は何ですか。	指導監督基準を満たした認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。以下同じ)が対象です。詳細は静岡市のホームページをご確認ください。
2	「多子世帯」とは具体的に何人以上の子どもがいる世帯ですか。	同一世帯内に2人以上のお子様がいる世帯を指します。
3	第1子が小学生で、第2子の1歳児が認可外保育施設を利用している場合、第2子以降は多子軽減制度の対象ですか。	保護者が、静岡市内に在住し、住民税課税世帯で、対象のお子様について、保育の必要性がある場合は、対象です。助成を受けるためには、多子世帯利用給付の確認申請が必要です。
4	第1子が県外の大学に通っていて、第2子の0歳児が認可外保育施設を利用している場合、多子軽減制度の対象ですか。	第1子について同じ生計(扶養関係)が続いていれば、無償化の対象となります。
5	助成対象期間はいつからになりますか。	利用開始日より前に申請した場合は、利用開始予定日から、申請日より前から利用していた場合は、申請日からになります。
6	助成対象期間はいつまでですか。	最長で子どもが3歳になる年度の3月31日までです。
7	既に認可外保育施設を利用しているが、申請を忘れていた場合はどうなりますか。	確認申請はいつでも可能ですが、助成は申請日以降に発生した利用料が対象となります。
8	申請にあたり、所得制限はありますか。	住民税課税世帯が対象であり、非課税世帯は国の無償化(施設等利用給付認定)対象となります。
9	生活保護世帯や住民税非課税世帯、里親世代は対象ですか。	これらの世帯は、国の無償化の対象となるため、本申請はできません。
10	認可外保育施設の延長保育や夜間保育は、対象ですか。	認可外保育施設の延長保育料は対象外です。なお、認可外保育施設の一時預かりや夜間保育は対象となります。
11	静岡・清水中央子育て支援センターの一時預かり利用料は対象ですか。	助成の対象ですが、ファミリー・サポート・センター事業、認可保育施設の一時預かり利用料は対象外です。
12	認可保育施設(認定こども園、保育園、小規模保育施設・事業所内保育施設)と認可外保育施設も併用している場合、対象ですか。	教育・保育給付認定(施設等利用給付認定)と重複して助成を受けることはできません。
13	就労以外の要件でも保育の必要性の確認は受けられますか。	保育の必要性の確認要件は、認可保育所の利用と同等です。詳細は「申請のしおり」をご確認ください。
2 申請・手続き		
1	申請はいつまでに行えばよいですか。	認可外保育施設等の利用開始予定日より前に申請が必要です。遡っての申請はできません。
2	申請方法を教えてください。	ホームページからの電子申請か、紙の申請書をこども未来課または各区の子育て支援課にご提出ください。 郵送での申請は、受け付けておりません。 新規申請、変更申請、助成金給付申請、不足書類の提出等、すべて電子申請が可能です。是非、ご活用ください。
3	電子申請時に必要な本人確認書類は何ですか。	運転免許証やマイナンバーカードなどの公的身分証明書の画像データが必要です。
4	本人確認書類は父母両方必要ですか。	保護者のどちらか一人の提出でよいです。
5	電子申請の場合、必要書類はどのように提出すればよいですか。	紙でご用意していただいた必要書類をスマートフォン等で撮影するかPDFデータにして、ご提出ください。 <u>画像データ提出の場合、提出前に添付ファイルを開いて、文字が潰れていないか、光の反射等で読めなくなっていないかを必ず確認してください。</u>

多子世帯利用給付 よくある質問Q&A		
No	Q	A
6	申請に必要な書類は何ですか	申請書、保育の必要性を証明する書類(就労証明書など)が必要です。詳細は「申請のしおり」をご確認ください。
7	申請書や請求書の用紙はどこでもらえますか。	こども未来課または各区の子育て支援課入園係の窓口、市ホームページから入手できます。 ホームページからの電子申請も可能ですので、ご利用ください。
8	既に教育・保育給付認定を取得した子ども(認可保育所の申込みを行い、入所保留となった子ども等)が認可外保育施設等を利用する場合、助成の対象となるためには、別途、申請が必要ですか。	別途、申請が必要です。
9	上記の場合、就労証明書等の「保育の必要性」証明書類の提出は必要ですか。	支給認定期間が申請年度内に有効な「教育・保育給付認定結果通知書兼支給認定証」がある場合、証明書類の添付は不要です。 紙申請の場合、欄外に教育・保育給付認定の番号、あるいは第一希望の園を記載してください。 電子申請の場合、第一希望の園を入力してください。
10	申請後、市から「確認通知書」が届いたが、廃棄してもよいですか。	廃棄せずに大切に保管してください。 払い戻しや変更時に「確認通知書」の「確認番号」が必要です。
11	申請内容に変更があった場合、どのような手続きをしたらよいですか。	変更届を速やかに提出してください。 教育・保育給付認定あるいは施設等利用給付認定をお持ちの場合、教育・保育給付(施設等利用給付)と多子軽減制度の両方で変更届の提出が必要です。
12	「保育の必要性」の事由が変わって、変更届を提出したが、確認番号は変わりますか。	確認番号の変更はありません。
13	どのような内容の変更で手続きが必要ですか。	・「保育の必要性」の事由の変更(例:妊娠・出産→育児) ・婚姻・離婚・保護者変更・電話番号・家族数・就労期間・育児期間・施設変更 など 詳細は静岡市のホームページをご確認ください。
14	きょうだいが認可保育施設に通っています。保育の事由等、申請内容に変更が生じた場合、どのように手続きをすればよいですか。	お手数ですが、教育・保育給付認定と多子世帯利用給付、それぞれで、変更届の提出をお願いします。
15	上記の場合、就労証明書等の「保育の必要性」証明書類の提出は必要ですか。	多子世帯利用給付の変更については、証明書類の提出は不要です。
16	教育・保育給付(施設等利用給付)の申請も電子申請は可能ですか。	申し訳ありませんが、教育・保育給付(施設等利用給付)の申請は、紙での提出となります。
17	就労時間が月60時間未満でも申請できますか。	申請可能です。 「求職活動」事由で申請し、「申立書兼誓約書」を添付してください。「求職活動」での申請は、3か月に一度、更新手続きが必要です。
18	確認期間の期限が月末で切れる予定ですが、更新のためにはどうしたらよいですか。	・「求職活動」の事由の場合は、新規の申請となり、ご両親の「保育の必要性」証明書類を期限が切れる月末までにご提出ください。 ・「求職活動」以外の事由の場合は、変更届と期限が切れる方の「保育の必要性」証明書類を期限が切れる月末までにご提出ください。
3 給付・助成金について		
1	助成額はいくらですか。	月額上限19,000円が基本ですが、確認開始日が月の途中の場合は月額上限額は、日割り計算となります。
2	日割り計算の方法を教えてください。	19,000円×給付確認開始日以降のその月の日数÷その月の日数(10円未満の端数は切り捨て) 静岡市のホームページに計算可能なツールがあります。
3	助成金の支払いはどうに行われますか。	申請者の指定口座に振り込まれます。請求書提出後、1～2か月後の振り込みとなります。
4	助成金の請求はいつまでにすればよいですか。	請求は3か月に一度、受付しています。 利用終了後の翌月10日頃までに請求してください。
5	領収書が、レシートの場合はどうすればよいですか。	レシートの受付はできないため、静岡市書式の領収書が必要です。 領収書の書式は市から認可外保育施設に送付していますので、施設に発行を依頼してください。
6	利用料が給与天引きされている場合、領収書は必要ですか。	請求のためには静岡市書式の領収書が必要です。 領収書の書式は市から認可外保育施設に送付していますので、施設に発行を依頼してください。

多子世帯利用給付 よくある質問Q&A		
No	Q	A
4 出産・育休について		
1	第2子を出産後に、この第2子を認可外保育施設に預ける予定です。 <u>出産後に</u> 、多子軽減制度を申請することは可能ですか	出産後、「妊娠・出産」事由で申請可能です。 出産後8週間後の月末までは母体保護の観点から助成対象期間です。
2	第2子を出産後に、この第2子を認可外保育施設に預ける予定です。 <u>出産前に</u> 、多子軽減制度の申請することは可能ですか	産前の申請はできません。産後に申請してください。
3	育児休業中でも申請は可能ですか。	育児休業中の新規申請はできません。
4	多子軽減制度の確認を受けている第2子が認可外保育施設を利用しています。第3子を出産し、育休に入った場合、第2子の助成は引き続き受けられますか。	継続して認可外保育施設を利用している場合、引き続き助成を受けることができます。 「妊娠・出産」事由から「育児休業」への変更届の提出をお願いします。
5	育児休業の要件で給付確認を受けており、別の認可外保育施設に転園する場合はどうなりますか。	育児休業中に転園した場合、助成の資格を失います。 現在利用している認可外保育施設の退園日の属する月の月末までが対象となります。
6	第2子を「妊娠・出産」事由で申請したが、育児休業を取得予定です。「育児休業」事由へ変更することは可能ですか。	変更できません。 第2子の育児休業中は家庭保育可能なため、保育の事由がない場合、対象外です。
5 3歳になった場合		
1	申請後に子どもが3歳になった場合はどうなりますか。	多子世帯利用給付の有効期間は、最長で3歳になる年度の3月31日までのため、当該年度中は助成対象となります。
2	認可外保育施設を利用する第2子の満3歳児について、4月以降も利用料助成の対象となりますか。	多子世帯利用給付は、最長で3歳になる年度の3月31日までです。 4月以降も保育の必要性がある場合は、国の無償化の対象となるため、3月末までに施設等利用給付認定の申請が必要です。
3	企業主導型保育施設の地域枠を利用する第2子の満3歳児について、4月以降も利用料助成の対象となりますか。	多子世帯利用給付は、最長で3歳になる年度の3月31日までです。 4月以降も保育の必要性がある場合は、国の無償化の対象となりますが、教育・保育給付認定を受けていない場合は3月末までに教育・保育給付認定の申請が必要です。
6 有効期間		
44	月の途中で静岡市外へ引越した場合、助成の有効期間はいつまでですか。	転出の場合は、転出日の属する月の月末までが助成対象です。
45	月の途中で退職などにより保育の必要性の事由がなくなった場合、有効期間はいつまでですか。	保育の必要性の事由がなくなった日の属する月の月末までです。
46	助成の有効期間が切れているのに気がありませんでした。どうしたらよいですか。	再度、申請をしてください。ただし、助成は申請日以降に発生した利用料が対象となります。
7 その他		
1	複数の認可外保育施設を利用する場合、助成はどうなりますか	上限額の範囲内で、助成を行います。
2	静岡市外の認可外保育施設等を利用した場合も多子軽減制度の対象ですか。	設置市町村にて確認を受けた認可外保育施設等を利用した場合は助成の対象です。詳細は、こども未来課までお問い合わせください。
3	多子世帯利用給付は、毎年確認申請する必要がありますか。	毎年の申請は不要ですが、年1回、現況届及び保育の必要性の事由を証明する書類等の提出が必要です。
4	「世帯分離・2世帯住宅・離れ住宅等は同居として扱います」とはどういう意味ですか	住民票で世帯を分けていたり、家の中で別々の生活スペースを使っても、同じ住所に住んでいれば「同居」として扱われます。

多子世帯利用給付 よくある質問Q&A		
No	Q	A
8 現況届		
1	現況届の申請方法を教えてください。	ホームページからの電子申請か、紙の申請書を郵送、もしくは各区の子育て支援課にご提出ください。 郵送での提出における、郵便事故等による不着の責任は負いかねます。
2	専用フォームによる電子申請ではなく、メールで提出することはできますか。	申し訳ありませんが、メールでの提出は受け付けておりません。専用フォームによる電子申請を行ってください。
3	現在通っている認可外保育施設、あるいはきょうだいの通っている認可保育施設に現況届を提出することはできますか	施設への提出はできません。
4	認可保育施設に通っているきょうだいについて、現況届とともに証明書類を提出しました。 多子軽減制度に関しても現況届の提出は必要ですか。	多子軽減制度に関しても現況届の提出は必要です。 ただし、証明書類については、認可保育施設の現況届に添付の書類で確認するので提出は不要です。
5	現況届の提出期限に間に合わなかった場合、どうなりますか。	助成を受ける資格がなくなる場合があります。 期限に間に合わない場合は、必ずことも未来課DX推進係までご連絡ください。
6	6月に認可園の現況届を提出しましたが、3月に就労証明書(診断書)を提出したので、就労証明書(診断書)不要でした。認可外の現況届の通知文に4月1日以降の就労証明書(診断書)を求められていますが、就労証明書(診断書)は必要ですか。	不要です。 ただし、有効期限が7月末までの証明書類の場合、8月以降の状態が分かる証明書類が必要です。変更届と併せてご提出ください。